

(第二類 第九号)

第百十三回国会 衆議院 税制問題等に関する調査特別委員会議録 第十号

(六六)

昭和六十三年十月十八日(火曜日)

午前十時十四分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 加藤 六月君 理事 海部 俊樹君

理事 瓦 力君 理事 羽田 孜君

理事 藤波 孝生君 理事 加藤 万吉君

理事 村山 喜一君 理事 二見 伸明君

理事 米沢 隆君

甘利 明君 池田 行彦君

衛藤征士郎君 小沢 辰男君

大島 理森君 片岡 清一君

岸田 文武君 志賀 節君

杉山 憲夫君 鈴木 宗男君

田原 隆君 谷 洋一君

谷垣 禎一君 玉沢徳一郎君

中川 昭一君 中川 秀直君

中村正三郎君 西田 司君

野田 毅君 原田 憲君

堀内 光雄君 宮下 創平君

山口 敏夫君 山下 元利君

伊藤 茂君 小澤 克介君

川崎 寛治君 串原 義直君

坂上 富男君 中村 正男君

山下八洲夫君 草野 威君

小谷 輝二君 坂口 力君

宮地 正介君 玉置 一弥君

工藤 晃君 正森 成二君

矢島 恒夫君

出席国務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

自治大臣 梶山 静六君

出席政府委員

大蔵省主税局長 水野 勝君

委員外の出席者

大蔵省証券局長 角谷 正彦君

国税庁次長 伊藤 博行君

自治省税務局長 湯浅 利夫君

地方行政委員会 調査室長 大嶋 孝君

大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

十月十八日

辞任 熊谷 弘君

補欠選任 杉山 憲夫君

葉梨 信行君 谷垣 禎一君

浜田 幸一君 衛藤征士郎君

村山 達雄君 大島 理森君

坂上 富男君 串原 義直君

野口 幸一君 小澤 克介君

同日 野口 幸一君

辞任 衛藤征士郎君

補欠選任 浜田 幸一君

大島 理森君 村山 達雄君

杉山 憲夫君 熊谷 弘君

谷垣 禎一君 葉梨 信行君

小澤 克介君 野口 幸一君

串原 義直君 坂上 富男君

本日の会議に付した案件

税制改革法案(内閣提出第一号)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

消費税法(内閣提出第三号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

消費譲与税法(内閣提出第五号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○金丸委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法、地方税法の一部を改正する法律案、消費譲与税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山下元利君。

○山下元利委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となっております税制改革諸法案につきまして、まず不公平は正の問題について伺い、特に所得税の減税について伺いたいと思います。

実は各党間におきまして、不公平税制の是正につきましまして既に共同提案がなされ、昨日はまた協議が行われたやに聞き及んでおります。私は、この十項目のそれぞれについて伺いたいことはいたさない、いずれそれぞれの御協議にまつわけでございますが、まずそういう形で協議が進められていくことはまことに結構なことだと思いますけれども、何といましてもこの税制改革は国民の最大の関心のあるところでございまして、やはりこの税制問題を担当する当委員会において十分審議されるべきものであると思っております。ただ、それぞれ各党の協議が進められておる段階でございますから、その程度にとどめます。

ところで、やはりこのたびの税制改革はシャウプ税制以来の画期的な改正でございます。しかしながら、国民の皆さんは何としても不公平を是正してほしい、まず不公平の是正に取り組んでほしい、特に国会におきましてその点は十分審議

されることを望んでおられます。また、税制改革の成否は、この不公平を正に対する取り組みいかんによつて大いに影響されることと存するわけでございます。

竹下総理も、昨日は勤労者の大会においていただいて御所信もお述べになったと存じますけれども、そのサラリーマンの人たちも所得税、特に勤労所得の減税については非常に強い熱意を持っておりますけれども、やはり不公平を是正してほしいという気持ちは大変強いと思うわけでございしますが、まずその不公平を正に対してどのように取り組むか、総理の御所信を承らしていただきたいと思います。

○竹下内閣総理大臣 税制への納税者の信頼の基礎となるものは、今御指摘にありましたように負担の公平であります。したがって、今次の改革案の策定に当たりまして、基本理念としてはその負担の公平ということを中心として、今までのように考えて立案させていただいたものでございまして、同時に、今もお話がありましたように、各党からの十項目要求などというものが出るのも、これはやはり審議する側でも不公平という問題を絶えず念頭に置かなければならぬという御意思があるからこそそうしたことも行われておるといふふうに見えておるところであります。

国民の前で議論して、本当にこの不公平の面はこのようにして是正したらいいじゃないかというものは、やはり私は国会の場を通じての議論の中でこれが具現化されていくべきものであるといふふうな考えでおるところでございます。したがって、今度の案におきましても株式の譲渡益所得に関する原則課税の問題でございますとか、あるいは社会保険診療報酬の特例見直しの問題でございますとか、法人土地取得の借入金利子の損金算入の問題でございますとか、そういうことが中身と

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十号 昭和六十三年十月十八日

して出されておりますが、やはり不公平の是正というの私は絶えずいつも見直しをするという姿勢をお互い持ち続けていなければならぬ問題ではなからうかと思っております。

たまたま、今御発言にありました、昨日のサラリーマンの方の会合に出かけました際にも、私は、ある意味において言葉は余り適切でないかもしれませぬけれども、情緒的不公平あるいは一方には理論的不公平、いろいろな問題があります、定かにそれを区別することはなかなか難しいにしても、それらを総合的に含めた不公平感というものが国民の皆さん側に、タックスペイヤーの側にそういうことが可能な限りないようにという趣旨で国会の問答にも臨まなければならぬ問題だ、というふうにご考えておるところでございます。

○山下(元委員) 今総理もお触れございました諸項目がございます。これを一々お尋ねするということは、やはり各党間の協議のこともございますし、また、私に許された時間の関係もございますので、ただいま総括的に総理からお述べたいいただきました御決意を承りまして、大変力強く思つた次第でございます。

さてそれから、私は、所得税の減税について主として大蔵大臣にお伺いしたいと思います。

その前に、実は所得税の減税は近ごろ本格的な減税が行われておりませんで、そうした関係で負担が所得税、特に給与に対する所得税に偏つておることは大方の認められるところでございます。

したがいまして、昨日お集まりのサラリーマンの皆さんも非常に重税感をお持ちであると存じます。

ところで、私は思い出しますのは、昭和五十九年の所得税の減税でございます。きのうは村山先生から十分その御質問もございましたので重複を避けませんが、昭和三十年代、いわゆる高度成長期は、毎年のように物価調整減税というのが行われ、てまいました。しかしながら、石油ショックが起こりまして後は、赤字公債を発行するという形になって財政が極めて悪化したという中で、毎年

のように所得税減税を行われました時代と打って変わりまして所得税の減税が行われなくなりまして、そしてまた、いわゆる間接税の問題が起こつてきたわけでございますが、その点については国会におきますところの財政再建に対する決議もございました。その結果、総理も当時から大変御苦労願つたわけでありますが、行政改革なり歳出の合理化等を行ひまして、そして不公平の是正等に努めてまいりましたが、しかしどうしても五十九年になつて、所得税の減税をいたさねばならぬということに相なつたのでございます。

五十年の減税というのは、後ほどこちよつと事務当局からそのときの減税の規模、そしてまたそのときの財源ですね。あのときは財源としては法人税、それから酒税、物品税、その三税を財源に充てたと思います。それは財政再建の決議もあるものですから、既存税制の見直しでやるということに相なっておりますのですが、ただ、この経緯を見ます場合に、所得税の減税をやるために法人税の増税をやった。そしてその結果、法人税の税率は四三・三％になったわけでございまして、このことが法人税の国際比較からいいたしましても大変高いものになってしまった。そういう事情がございしますので、今度法人税につきましても改正の提案がされておるわけでございますが、そのとき法人税の増税は幾らぐらいであったか。

それから酒税でございますが、私、きょうで
るだけ時間をいただいてお尋ねいたしたい点もご
ざいますけれども、酒税の財源としてどれだけ
あったか。ただ、あのときは増税を考えながら、
それが結果としては増収にならなかったという事
情もあります。

それから物品税でございますが、これはなかなか物品税、個別消費税に内在する欠陥と申しますか、個別の品目をそれぞれ指定してまた新しく追加する場合に非常に難しい問題があつたわけでございますので、そうした物品税がどうであつたか。

要するに、五十九年の税制改正について全体の

姿を事務当局からまず御説明願つて、それぞれについてお伺いしたいと思います。

○水野勝政府委員 御指摘のように、所得税につきましては昭和五十二年改正で減税を行いつつて以来、ずっと本格的な減税がなかったわけでございます。それによりまして、昭和五十八年になりますと、それまでの十数年間に比べまして、勤労者の所得税のウェイトが極めて高くなつたわけでございます。そうした点から、昭和五十九年度におきましては久しぶりに本格的な減税が行われたわけでございますが、当時の財政状況からいたしますと、何らかの財源を税制の中で措置いたさないことにはそのような減税ができない状態でございます。そこで御指摘のように、八千億円の減税のために法人税の税率の引き上げ、酒税の税率の引き上げ、物品税の拡大をお願いいたしたところでございます。

法人税につきましては、御指摘のように、基本税率四二％を一・三％引き上げさせていただくというところで、三千九百億円の増税をお願いいたしたところでございます。

それなら酒税につきましては、昭和五十年代に入りまして、五十年、五十三年、五十六年と三年置きに税率の引き上げを行つてまいりましたが、五十九年におきましても、三年たつたところでございまして、税率の引き上げを行いました。ドブリンで申しますと、一本で百二十五円でございま

したのを百五十一円にすることでお願いたとところでございます。これによりますところの増収額としては三千五百億円を予定いたしましたところでございますが、五十年代四回目の税率の引き上げでございましたので、結果といまして

は、税率の引き上げをいたしました五十九年の酒税の税収は五十八年とほとんど変わらなかった。結局、税率の引き上げにもかかわらず、消費の減退を招来し、増収に結びつかなかったといふことでございますが、お願いいたしますとききは、三千五百億円の増収を見込んで税率の引き上げをお願いいたしました。

それから三番目は物品税でございまして、これは金額的には大きなものではございませんが、と

にかく間接税の中で増収を確保したいということから、五百六十億円の増収を見込んで御提案を申し上げました。その代表的なものは、自動車の物品税の税率を二%引き上げさせていただく。それから、その当時課税されておりました物品と新しく開発された物品との間におきまして、いろいろバランスの点から考えまして、ビデオディスクプレーヤーなど五品目、十八物品を課税対象に含めることをお願いし、国会に御提案したところでございます。ただ、それまでの検討の段階ではOA機器、当時非常に普及してまいりましたOA機器、パソコンでございいますとか、ファクシミリ、でございいますとか、ワープロでございいますとか、電動タイプライターでございいますとか、OA機器五品目もあわせまして物品税の課税対象に加えていただくようにいろいろ御提案し、御検討をいたただきました。これが物品税というものの性格に合ったものなのかどうか、その点は基本的に検討する必要があるということで、御提案と申しますか、大蔵省として検討は関係方面にお願いをいたしました。ついに結論は得られず、五品目それから自動車の物品税率の一%の引き上げ、これによりまして五百億をお願いし、何とか八千億円の所得税の減税財源を確保するように御提案をいたしましたというのが当時の経緯でございます。

○山下(元委員) ただいまの説明を伺っておりますと、やはり長年所得税の減税ができなかった、したがって八千億の減税を考えたところは、法人税で三千九百億、酒税で三千五百億、物品税で五百六十億というふうな財源を考えたわけですが、これを見ますと、所得税の減税はどうしてもやらなければならぬという世論にこたえてこのような措置を講じたのでありますけれども、法人税についてどう先ほど申したとおりでございます。四・三・三というふうな税率になった。これは現在一・三％は下げられて四・二％でありますし、御提案によりますとこれは軽減されるということで、

○宮澤國務大臣 山下委員はこの問題につきましては最も精通しておられますお一人でございまして、簡略に申し上げますが、やはりおつしやいますように、ある年齢に達して住宅ローンの返済であるとかお子さんの学費であるとかいうものが非常に負担になっている、そういう層が、ちよつと昇給をするとなぐ上のブラケットに行くという

○山下(元委員) 自治大臣、実は所得税の減税は、住民税の減税と両々相たねばならないと存じております。特に住民税の問題は、それぞれの市町村において例えば各世帯間に非常に問題があるわけですね、比較される場合。したがって住民税についても、これは五十九年のときは住民税は余りいたさなかったのですかね。その点は事務当

たいと考えております。

○山下(元委員) 昨日村山委員からもお尋ねの点につきましては重複を避けますが、私は、特に先ほど来申し上げておりますとおりの支出のかさむ中堅層について、大蔵大臣もちよつとお触れになりましたけれども、このたび綱り増し扶養控除の創設を考慮しておられるようでございますが、これ

私は所得税についてはまた同僚議員からいろいろお尋ねがあると思いますので先に進ましていただきたいと思いますと思いますが、実は相続税、酒税についてお伺いする前に、今の不公平は正の問題でありますけれども、一々触れないと言いながらこの点だけはちょっとお伺いしたいと思ひますのは、みなし法人の課税制度についていろいろ論議をされてまいりました。私もこれについてはいろいろな意見があるわけでございまして、昨年の九月の税制改正では適正化の措置が講ぜられました。やつと適正化が講じられたが、それが今度初めて適用されるのですから、その趣旨と状況について主税局長から説明してもらいたいと思ひま

す。

○水野(勝)政府委員 みなし法人制度につきましては、御指摘のようにこの制度が昭和四十八年に創設されて以来いろいろな議論があるところでございます。これはやはり個人経営につきまして店と奥との区分経理を明確にいたしまして、個人事業の経営の近代化、合理化を図るものであるという積極的な評価がございます一方、この点につきましては、個人事業でございますと既に事業所得の計算上必要なものは必要経費として控除されておる上に、さらに事業主報酬を適用すればそれが給与所得として給与所得控除が適用されるという、二重控除になるのではないかと。また、個人企業で商売をされるか法人形態をとるか、それはそれぞれのメリット、デメリットを御判断した上で決められるところでございますのに、個人形態をとって法人形態としての課税を御選択するところではないかと。いろいろ御議論があるところでございます。両方の面からいろいろござい

ます。そこで、なおこの点は検討は続けることといたしまして、先般の改正におきまして、昭和六十三年分からでございますが、個人事業につきましてその全部の所得を事業主報酬としてしまし、これがケースとしては多いわけでございますが、そこらあたりになると少し行き過ぎではないかと。そこで、過去三年平均の所得額の八割をみなし報酬の限度とするということで改正を御提案し、お願いをしたところでございます。この適用が六十三年分から、今年分からでございますので、当面はこの適用状況等を見ようというふうにいたしまして、今回の改革案ではこの点の見直しは具体的なものとしては御提案をしていないところでござい

ます。そうしたことについて、今度は特別支出という制度も極めて限定的に認められておるけれども、その不満がある。しかも、事業主報酬については給与所得控除を受けられるという点にあります。もちろんこれは法人税とか税率とかの関係もありま

すけれども、この問題は現在も各党の間の協議で御審議願っておりますが、やはりサラリーマンの重税感に関連して、このあり方については今後とも真剣に取り組んでいただきたいと申し上げて、これは終わります。そこで、実は相続税の問題をお伺いしたいと思

つております。相続税につきましては、この前の改正以来改正されていらない。最近の特に地価の高騰等によりまして相続税の課税価格が大変高くなる。それで相続税がかかる場合には、住んでいる住居とか事業の本拠である土地しか資産がないというふうな場合にあつても高額の相続税がかかる。したがって、相続税を支払うために先祖伝来の土地を処分せねばならぬというふうなことも聞くわけでございます。したがって、前の改正以来相当時日もたつておりますし、相続税の改正については多くの皆さんの期待があるわけでございますが、まず局長から、この前の改正以来の相続税の課税件数なりそういう資料について御説明願つた上、大臣から御所信を伺いたいと思ひます。○水野(勝)政府委員 御指摘のように、相続税につきましては、昭和五十年改正でその軽減と申しますか減税が行われて以来、今まで十三年間見直しが行われていないところでございます。その間の地価の上昇あるいはそれと金融資産等の増価ということもございまして、納税者の割合というものは逐次上がつてきておるところでござい

まして、現時点で判明いたしております昭和六十一年の数字で申し上げますと、課税になる方は五万人、割合は六・九％ということで、百人で七人ぐらいの数字に相なるわけでございます。これは全国平均でございますので、東京圏内と申しますか、大都市圏内では百人について十数人という数字になつておるようでございます。

○山下(元)委員 大臣、相続税の課税最低限とかについてどのようにお考えかということをお伺いしたいと思ひます。なお、税率の問題がござい

ます。所得税の税率については先ほどお伺いいたしましたけれども、相続税につきましても最高税率をお考えになつておるようでございますが、その課税最低限とか税率の問題についてお伺いしたいと思ひます。

○宮澤(昭)大臣 このたび相続税の改正を御提案いたしましたに際しまして、実は非常に相反しますといひます。いろいろな要素がありまして、立案する当局は苦勞をしたように存じます。まず第一の事実は、ただいま政府委員が申し上げましたように、昭和五十年以来さつたてないわけでございますから、この十年間の動きは相当大きいわけでございますので、それを調整しなければならなかつたというのが基本でございます。殊に土地等につきましては、この何年間で急騰をしておるものでございまして、先ほど山下委員が言われましたように、そんな大きな土地でない、都会に猫の額ほどの親からもらった土地、家が、相続が起こるとちよつとも住み切れないというふうなことがございまして、この点は、御承知のように小規模宅地の減額を、事業用は六割、住宅用は五割でございます。おのおの二〇ポイントずつ上げる。六割減額というのは大変思い切つた処置をいたさなければならぬような要素が片方でございます。ところが他方で、当委員会でも従来時々御議論がございまして、そういう資産、土地にしろ株にしろ、資産家ははつておけばますます資産が大き

くなるではないか、それは相続税の対象に当然なるべきものであつて、重課するのが本当ではないかという議論が他方で随分本委員会でも承る。それはそれで一つの私は考え方なんだろうと思うのでございますが、今申しましたこととちよつと正反対のお話になる。

そういう難しい要素を持った中でこのたびいたしました結果は、結局、所得、消費、資産と分けま

す。資産課税のウエートはまあ従来と同じということであつたようでございますが、そういったような改正をお願いを申し上げた。幾つかのやや方向の違う矛盾する要素を改正の中でやらせていただくということであつたと存じます。

○山下(元)委員 そこで、また別の面から申しますと、地価の高騰ということがございまして。相続税の負担の軽減のために余り要らない土地を借金して買ひまして、要するに不要不急の土地を取得して、それがまた地価高騰の一因ともなつてい

を路線価あるいは固定資産評価額の倍率でもって決定をいたしておるところでございます。極力これは適正な評価となるよう努力いたしておるところでございますが、地価の急騰地域等におきましては、その評価額は相当な差があるわけでございます。

そこで、そうした時価と相続税評価額との大きな開差に着目いたしまして土地をもつて相続財産といたしておりますが、実質的にそこに相当な負担の差が、格差、差異が生ずるわけでございまして、そうした事柄は、評価の適正化をもつて十分対処すべきところでございまして、実情としてはそうしたことが発生する。そうしたことに故意に着目して相続財産を極力土地に変換してと申しますが、取得してその軽減を図る、こうした事例も最近少なからず認められるようになったわけでございます。これはほかの形態での財産を保有されている方との間で負担のアンバランスを生ずるところ大きいわけでございまして、今回御提案をいたしております制度におきましては、相続の開始前三年以内に取得をされた土地につきましては、これはその取得価額をもつて相続税の課税標準としていただくということで、これを改めるように御提案をいたしております。

私ども、こうした制度の御提案に当たりましては、東京局管内でございまして、いろいろサンプル調査、実態調査もいたしたところでございまして、そうした中でこうした件数を拾い上げて実態として比べてみますと、相続税の税額が九割ぐらいい違うというケースがかなり見られたところでございまして、ぜひこうした是正措置を盛り込んだものを実現をさせていただければと考えているところでございます。

○山下(元)委員 今まで所得税、相続税について聞いてまいりましたけれども、さらに論議が深まることを期待いたしまして、私は、冒頭申しました昭和五十九年改正において法人税、酒税、物品税の財源措置として増収を図られたといいますが、酒税につきましては、従来からいろいろ問題

があった。従価税制度をどうするかあるいは級別制度をどうするかとか、またお酒の酒類間の税負担の格差が大き過ぎるというふうな問題も指摘をされておるところであります。これらの問題は、また最近とみに諸外国からも貿易摩擦の象徴として批判されておる。昨年にはガットから現行の酒税制度を是正すべしとする勧告もなされたわけでございまして。とにかく日本のお酒についてこの勧告はちよつと厳し過ぎるなと思つたわけでありまして、けれども、そうした国際経済社会の有力な一員としてガット勧告を尊重する、そしてそうした意味で国際的観点から酒税の見直しをする必要があると存じます。

そこで、今度の税制全般の見直しに当たりまして酒税制度について改正案が出されたところでございまして、一々細かいことまで御答弁願うにはもう時間がありませんけれども、今度の税制改革における酒税の改正の考え方について大臣からお話を伺いたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 ただいま山下委員が言われましたように、今まで従価税をとつておりました部分につきましては、外国からいけば、高級な酒類、ウイスキーでありまして、かようなものをいけば輸入を防止するための策略であるというように批判を強く受けて、それは私は必ずしもそうだと申せなかつたと思ひますけれども、しかしそのような疑いを、確かに結果としてはそういうことになつておるといふことがございました。したがつて、それを廃止する、あるいは級別というものも簡素化、廃止するといったように、かなり全般にわたつて改正をいたしまして、なお消費税との関連を調整いたした、酒税全体としては大体そういう考え方の方でやらせていただいたつもりでございます。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕

○水野(勝)政府委員 基本的な改正の方向は、ただいま大臣から申し述べたところでございまして、従価税制度の廃止、級別の廃止、それから品目別の区分を簡素化したというところでござい

す。

例えば五十円のうちうは、現在のところでは一リットルで五十円の税金、一方、ウイスキーの特級類は一リットルで二千九十八円の税金、その間に四十倍の差があるといったようなことがガットでもいろいろ議論され、取り上げられて、こうしたことはやはりガットの精神、趣旨に反するのではないかという勧告をいただくに至つたわけでございます。それからまたウイスキーで申しますと、ただいま申し述べた特級は一リットル二千九十八円、これが二級でございまして一リットルで二百九十六円という、七倍の差がある。こうしたことも国際摩擦の原因として指摘されたところでござい

ました。したがって、現在従価税の適用になつておりますのは、清酒と、ワインでございましてが果実酒と、ウイスキー、それからスピリッツ、リキュール、こういったものは従価税がございました。これは廃止をいたします。それから、清酒につきましては、三級の級別がございました。これを一本化した。それから、ウイスキーにつきましては、ブランドにつきましては、ウイスキーにつきましては、それからまた、リキュール等につきましてはこれを一本化するということでございまして、さらに、あわせて、大臣から申し述べました新しい消費税との調整をいたす。そうした中で、いろいろ酒類の間でのバランスを図るために、ビール等につきましては、これを今までの一本三百十円で売られておりましたものが三百円になるように負担の軽減を図る。このような改正を御提案しているところでございます。

○山下(元)委員 ビールだが、五十九年のとき幾らにして、今度は幾らに下げようとするのですか。もう一回言つてくれませんか。ビール。

○水野(勝)政府委員 先ほど申し上げました五十九年のときは百二十五円を百五十一円にするというところでございまして、ビール一本二百八十五円のもの、を当時三百十円に引き上げるように御提案をしたところでございます。当時、三百円を超え

るといかにビールでございまして消費の減退を招くのではないかと御指摘も多々あつたわけでございますが、先ほどの所得税減税の財源の調達ということから五十年代四度目のビールの引き上げをお願いしたところでございまして、やはり三百円を超えて三百十円となりましたので、その消費の伸びが鈍化するというか、とまりまして、先ほどのように増収額がおよそ実現しなかつたという経過でございました。今回におきましては、三百円で売れるような税率として御提案をいたしておるところでございます。

○山下(元)委員 酒税についても、大衆の嗜好のものでございまして、私も随分関心のあるものであります。これについてはこの程度にいたしまして、現行の個別消費税について最後にお伺いいたしたいと思ひます。

これは、やはり経済社会の変化、特に消費の面における変化に対応し切れないうで個別消費税の制度がいろいろアンバランスを生んでいることは、もう再々指摘されているとおりであります。私が冒頭指摘いたしました五十九年の税制改正でも、いろいろ経緯は先ほど局長の説明されたとおりでありますけれども、非常な品目間のアンバランスがある。例を言いますならば、ゴルフ用品とテニス用品のように、課税されるものと課税されないもののアンバランスがある。そしてまた、課税されるものの中でも大きななどによつて税率が違つておる。物の世界で大変な不公平があります。物の世界の面でも。

同時に、今度はサービスの問題がある。経済のソフト化を反映しまして、消費のサービス化が進展して、家計の消費支出の半分以上はサービス消費に向けられておる。ところが、サービスに対する課税が少なく、国や地方の税収の中において非常なわずかな比率しかないというところで、物のアンバランス、物とサービスの間のアンバランスがある。

もう一つのアンバランスは、酒税についても指摘いたしました。国際的なアンバランスとそれ

によるところの摩擦の問題であります。したがって、我が国のように個別消費税のみに依存する間接税制度をとっている国はほかにはない、OECD諸国の中にはないというふうな状態はもう十分指摘されたところでございますので、OECDの諸国のように課税ベースの広い一般的な間接税というものが先進諸国で採用されているわけがあります。

我が国といたしまして、そうした問題点がありますときに、これらに対する大蔵大臣の御認識を伺いまして、そして間接税制度を速やかに改正すべきだと考えますが、総理からもそれについて御所見を伺えればと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 物品税は、戦前から長い歴史を経まして、いつときは大変に充実したものでございまして、今八十何品目になつてしまひまして、しかもおつしやいますように物と物の間のアンバランス、高級なもの、奢侈的なものというものが一つの物差しであるのでございまして、それが、しかし、現実には課税されているもの、されてないものの区別が、ややクイズ番組に近いようなことまでございまして、それはなかなか説明が難しくなりつてございまして、これは国民の価値観の多様化とか平準化とかいうことに関係がある。それを反映してございまして、自動車と家庭電器でほとんど税率を七割近くしよわなければならぬという、これもまたアンバランスなことではございまして、そこに加えて、サービスがほとんど入っていない。これも今の消費形態からいへばまことにやや奇異なことであらうと思ひます。

第三の国際的なアンバランスは、例えばそういうことで、自動車では大型と中型と、ホイールベースというようなことをいへば、それは外国で生産している大きな自動車を差別するのではありませんかといったような、あるいは先ほど酒税もそうございまして、いろいろな意味でもう今の物品税というものがいへば行き詰まつてしまつて、しか

もこれは、これから将来のことを考えますと、またOECDの大勢なんかも考えますと、我が国のように所得水準が高く平準化しているところでは、社会の負担は広く薄く皆さんにしようといふだけのような、そういう一般的な消費税に変えることの方が、吸収することの方が望ましい、こういう判断に立つたわけではございまして。

○山下内閣総理大臣 今大蔵大臣からお答えがあったとおりでございますが、山下さんとうして問答しておりますと、山下さんは、代議士にお出になる前、広島国税局の局長さんでありました。その傘下の竹下酒造有限会社の竹下登でありまして、それで元来私は学校の先生をしておりまして、よく思うわけでございまして、質問というものは、先生このところがわかりませんが質問するというのが普通でございまして、それが、国会の場合は、この国会の議論を通じて国民に理解を求める場として先生が生徒に質問しているような感じがいたしました。

それはそれといたしまして、私自身いつもよく統計で申しますのが、昭和九年と十一年の間の平均値、それからシャープ勧告の昭和二十五年、それから現行、今ではいへば決算ベースで見ますから昭和六十二年、そういうのをいつも比較しながら見ておりますが、例えばでございまして、本当にかつて法人税にほぼ近いほど砂糖消費税がシェアを占めておつた。これが昭和九年から十一年。そういう時代の変遷をずっと見てまいりますときに、直間比率で見てみますと、昭和九年から十一年は間接税が六五・二、直接税が三四・八、二十五年が五五・四、それから六十二年が二六・七対七三・三。しかし、そういう推移は経済社会の変化の中に起きてくる問題でございまして、この比率はあらかじめア prioriに決定すべきものではなく結果として出てくるものではございまして、やはりそうした中にある重税感といふものが基本的存在し、いま一つは、今宮澤大臣のお答えのように、間接税、なかなか個別物品税であるだけに、その個別物品の中のアンバ

ランスという感じもまた大変強いということを考えてみますときに、やっぱりこの世の中の変遷の中に二十一世紀に向かって安定した税構造といふのを模索していく場合、これはやはり社会共通の経費をいわば広く負担するという立場でこの間接税といふのが歴史的必然性の中に浮かび上がってくるものではないかというところを感じて、そういうものを御審議いただくのが、また比較的に経済的パフォーマン스가いいと言われておる、落ちついた今こそ御議論をいただいて、構築し、そしてまさに改革案を成就させるべき時期ではないかというふうな考えでおる次第であります。

○山下(元)委員 以上、私は、所得税、相続税、それからまた酒税、消費税等についてお伺ひしてまいりました。私は、まづ何よりも、ただいま総理も仰せられました二十一世紀に向かっての安定した税構造を確立しなければならぬ。その理念は負担の公平等でございます。そうした中で、やはり一番大事なのはこの国会において論議が深められるということでありまして、きょうこうして総理並びに大蔵大臣、自治大臣にそれぞれの御所信を承りまして、私はさらに今後委員会において論議が深められることを切に切に望むものでございまして。

もう時間も終わりましたので、最後でございまして、この税制改革に対する御決意のほどは昨日もお述べいただきましたので、その点について、総理、大蔵大臣、自治大臣の御決意のほどをお伺ひして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 シャープ税制、昭和二十四年でございまして、ほぼ四十年の月日がたちまして、我が国は全く違つた国になつておりますが、その骨格がほぼ維持された結果として、直間比率にいたしまして、あるいは先ほど御指摘のありました勤労者の重税感にいたしまして、法人税率にいたしまして、やはり非常に問題が起つてきています。個別消費税もさうでございまして、今おつしやいましたことが全部さうでございまして

が、他方で、将来を展望いたしますと、二十一世紀に向かつて急速に高齢化社会が近づいてきて、今の社会保障制度を維持していかなきゃならぬ、あるいは改善していかなきゃならぬといった、若し人が本当にたくさん年寄りをしよわなきゃならぬ、それが直接税でいえるかという問題をやはり持つております。

そういったことから、直接税についての減税をしながら、そのような社会共通の負担を広く薄く背負つていただくという意味で新しい一般的な消費税を起させていただきたい。それは過去からの、四十年間のここでの大改革でございまして、将来を展望してのまた大改革であるということ、しかし全体としては、レベニュー・ニュートラルでなく、二兆四千億円になります、それだけの減税をさせていただきながらやらせていただきたい、こういう大きな仕事と認識をいたしております。

○山下(元)委員 自治大臣、ちよつと御決意を聞いて、最後に総理にお願いいたします。○梶山国務大臣 まさに現状それから将来の展望に立つてあるべき税制の姿を模索しなければなりません。そして、今日的な課題である所得と資産と消費のバランスを回復するために今回の税制改正に取り組んでまいらなければならぬというふうな考えでおります。

○竹下内閣総理大臣 今、五十九年の減税のことをお尋ねになつておるときに、私自身その問答を聞きながら思ひ出してみたわけでございまして、五十四年の国会決議が行われましたとき、いわゆる国民福祉充実のために安定した財源が必要である、がしかし、いわゆる一般消費税(仮称)は、その仕組み、構造等について国民の理解を得るに至らなかった、よつて、その手法をとらずして、まず行政改革をやり、そして歳入の節減合理化をやり、さらに税制の抜本的改革に取り組むべきだ、こういうことをいろいろ議論していただきまして、その附帯決議のときに、私はオプザバーのような形でまた大蔵大臣でございまして、参

加しておりましたが、そのときにまた議論されて
実施に移されたのが、本当は、後からポシャリま
したけれども、五十九年一月一日実施のためのグ
リーンカードの法律でありました。したがって、
ある意味においては、五十九年というのには、財
政再建の所期の目的でございましたが、やはり院
内の皆さんが大体そのころ税制改正やるべきだ
という雰囲気にあつたのじゃないか。しかし、そ
れはできませんでした。そういうことを考えてみ
ますと、本当に先ほど申しましたようにパフオー
マンスも比較的良好い今日、また国民の次元の中
にも大衆議論が高まつておる、そういうときにこ
そ税制改革というのを仕上げる必要のない時期
だ、このように考えます。

○山下(二五)委員 ありがとうございます。終わ
ります。

○海部委員長代理 これにて山下元利君の質疑は
終了いたしました。

この際、休憩いたします。

午前十一時十六分休憩

(休憩後は会議を開くに至らなかった)

税制問題等に関する調査特別委員会議録第五号
中正誤

ペジ 段行 誤 正
三 四末七 転を 転嫁を

同 第七号中正誤

ペジ 段行 誤 正
六 一末七 一遍として 一遍起として

八 二五 堪案 勘案

九 一九 市町村が。 市町村が、

四 四七 移度 程度

三 四九 一番目に 二番目に

三 三一 重課税 重税感

三 四二 不平等 不公平

六 二九 累進額 累計額

六 二二 海外子外会社 海外子会社

元 四三 言いました 言われましたが

三 四四 電機機械 電機機械

三 四末 いけないと いけないと

三 三六 差損 差益

三 三六 不公平税制 不公平税制以外

昭和六十三年十月二十六日印刷

昭和六十三年十月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W